

○農林水産省令第三十六号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十四年六月三十日

農林水産大臣 渡辺美智雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の二の項の地域の欄中「マレーシア」の下に「マシガポール」を加え、「セイロン」を「スリ・ランカ」に改め、「パキスタン」の下に「パングラデシュ」を加え、「オーストラリア連邦」の下に「バプア・ニューギニア」を加え、同表の三の項の地域の欄中「マレーシア」の下に「マシガポール」を加え、「パキスタン、セイロン」を「スリ・ランカ、パキスタン、パングラデシュ」に、「オーストラリア連邦」を「バプア・ニューギニア」に改め、同表の五の項の地域の欄中「マレーシア」の下に「マシガポール」を加え、「セイロン、パキスタン」を「スリ・ランカ、パングラデシュ」に改め、「オーストラリア連邦」の下に「バプア・ニューギニア」を加え、同表の六の項の地域の欄中「マレーシア」の下に「マシガポール」を加え、「セイロン」を「スリ・ラ

ンカ」に改め、同表の十二の項の地域の欄中「マレーシア」の下に「マシガポール」を加え、同表の十三の項の植物の欄中「かもじぐさ属植物の茎葉」の下に「アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入される乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。」を加える。

附 則

この省令は、昭和五十四年七月三日から施行する。